

佐 渡 市 景 観 計 画

(届出対象行為、形成基準抜粋版)

平成 2 2 年 1 月

平成 2 3 年 1 1 月 (改定)

平成 2 7 年 4 月 (改定)

平成 2 8 年 8 月 (改定)

佐 渡 市

第7章 良好な景観づくりのための行為の制限（法第8条第2項3号）

1) 届出対象行為

良好な景観づくりを進めるために必要な届出対象行為は、全区域において、以下のとおりとなります。

ただし、特別区域のうち、文化的景観保存計画に文化的景観の範囲として位置付けられたものについては、保存計画の届出範囲を適用します。

①建築物

行為の種類	規模等
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積 10 m ² 以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

②工作物

A：煙突、柱類（電柱を除く。）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 10m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

B：擁壁、さく、塀その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 1.5m 以上かつ長さが 10m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

C：電気供給、電気通信等の用途に供するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが 15m 以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの

D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもので、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
新設、増築、改築又は移転	・高さが15m以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの

③その他の行為で、以下の表に挙げる規模のもの

行為の種類	規模等
屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積	・高さが3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が300㎡以上のもので、かつ堆積期間が60日以上のもの
都市計画法第4条12項で定める開発行為	・面積が1,000㎡以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが3m、かつ長さが20m以上のもの
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更	
水面の埋立て・干拓	・規模に関わらず全ての埋立て・干拓
道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採	・皆伐される土地の面積が1,000㎡以上のもの
自動販売機	・国道および県道に面して設置・更新されるもの

※) 以下については、届出が不要となります。特別区域のうち、文化的景観保存計画に文化的景観の範囲として位置付けられたものについては、保存計画の届出範囲を適用します。

届出不要となる物件	内 容
容易に望見できない場所につくられるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公の場から容易に望見できない建築物の建築、工作物の建設など ・ 地下に設ける建築物の建築など、又は工作物の建設など
仮設のもの、期間の短い修繕など	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設の工作物 ・ 設置期間が 60 日を超えない建築物の新築・増築・改築もしくは移転・外観を変更することとなる修繕もしくは模様替え又は色彩の変更 ・ 堆積の期間が 60 日未満のもの
農業・林業・漁業に伴う行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 木竹の保育などに係る伐採、故損木や危険な木の伐採、生活の用にあてるために必要な木竹の伐採、測量・調査・施設保守に必要な木竹の伐採 ・ 農業・林業又は漁業を営むため必要な通常的行為 ・ 森林法の第十条の二の 1 項又は第三十四条 1 項・2 項の許可を受けて行う行為
法令などの処分として行われる行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為 ・ 法第十六条 7 項 2 号から 10 号までに掲げるもの ・ 法第十六条 7 項 11 号で掲げるもので政令で定めるもの
文化財に関する行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財保護法による重要文化財・国宝、史跡名勝天然記念物、重要伝統的建造物群保存地区などの許可を受けて行う行為 ・ 新潟県文化財保護条例の許可を受けて行う行為

〈 特別区域 届出対象行為（建築物・工作物・その他行為） 〉

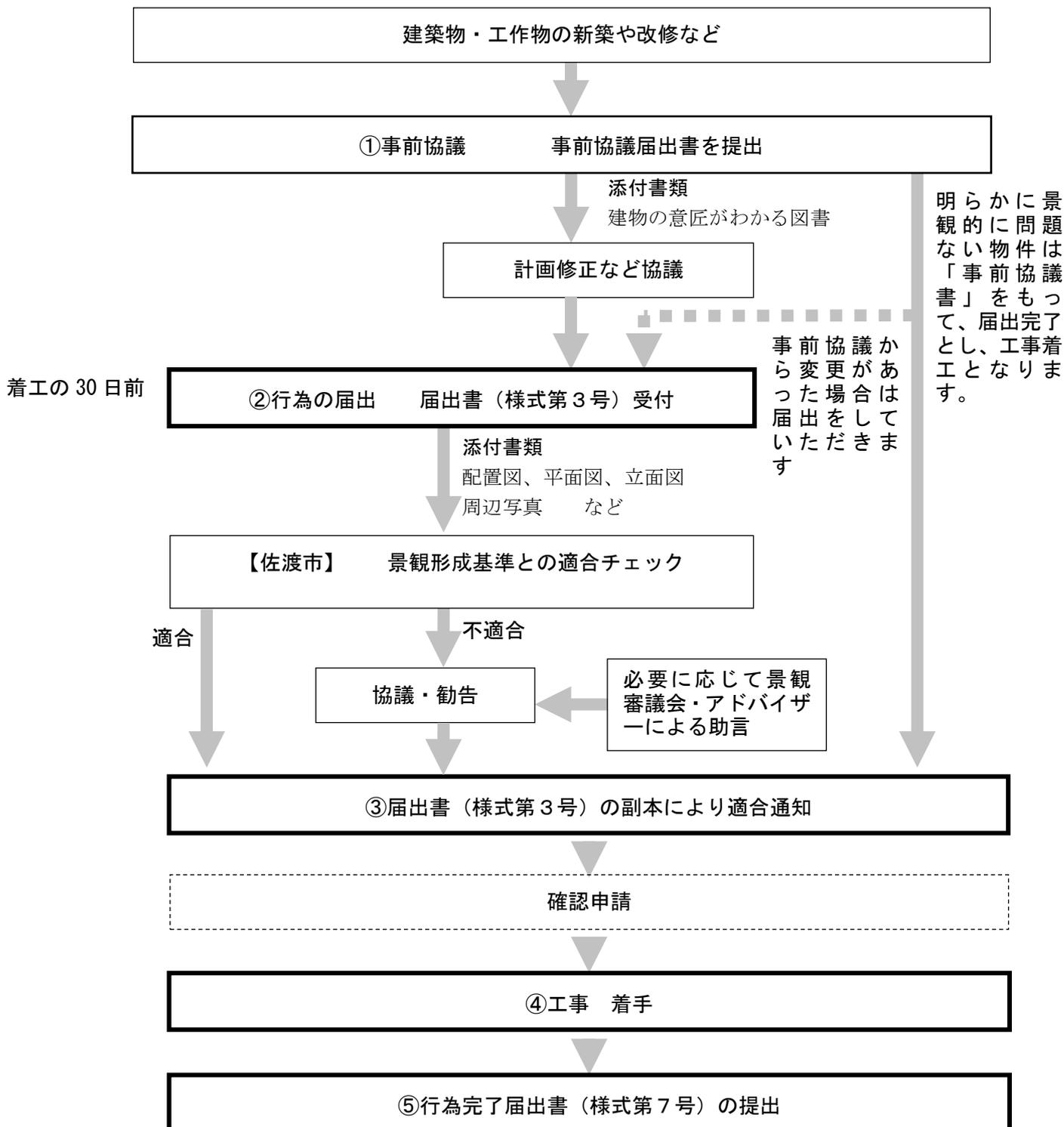
行為の種類	規模等	
	<ul style="list-style-type: none"> ・宿根木特別区域 ・佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域 	相川特別区域
①建築物		
新築、増築、改築又は移転	・用途に関わらず、延床面積10㎡以上の全てのもの	・用途に関わらず、延床面積10㎡以上の全てのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の面積のもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
②工作物		
工作物 A: 煙突、柱類(電柱を除く)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが10m以上のもの	・高さが5m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
工作物 B: 擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが1.5m以上かつ長さが10m以上のもの	・高さが1.5m以上かつ長さが10m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	
工作物 C: 電気供給、電気通信等の用途に供するもの		
新設、増築、改築又は移転	・高さが15m以上のもの	・高さが10m以上のもの又は築造面積が10㎡以上のもの ・設置する変圧器等の地上機器すべてのもの
外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更	・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の1/4以上のもの	

<p>工作物 D:石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体的駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの</p>		
<p>新設、増築、改築又は移転</p>	<p>・宿根木特別区域 →高さが 15m以上のもの ・佐渡西三川の砂金山由来農山村景観区域 ・佐渡金銀山景観保全区域 →高さが 12m以上のもの</p>	<p>・高さが 5m以上のもの又は築造面積が 10 m²以上のもの</p>
<p>外観を変更することになる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更</p>	<p>・上記の高さのもので、当該行為に係る部分が外観の 1/4 以上のもの</p>	
<p>③その他の行為</p>		
<p>屋外における土石・廃棄物・再生資源、その他の物件の堆積</p>	<p>・高さが 3m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 300 m²以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のも</p>	<p>・高さが 1.5m以上のもの、又は堆積にかかる土地の面積が 100 m²以上のもので、かつ堆積期間が 60 日以上のも</p>
<p>都市計画法第4条 12 項で定める開発行為</p>	<p>・面積が 1,000 m²以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20 m以上のもの</p>	<p>・面積が 500 m²以上のもの、又は切土又は盛土によって生ずる法面もしくは擁壁の高さが 3m、かつ長さが 20 m以上のもの</p>
<p>土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更</p>		
<p>水面の埋立て・干拓</p>	<p>・規模に関わらず全ての埋立て・干拓</p>	<p>・規模に関わらず全ての埋立て・干拓</p>
<p>道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって容易に望見される森林における木竹などの伐採</p>	<p>・皆伐される土地の面積が 1,000 m²以上のもの</p>	<p>・皆伐される土地の面積が 300 m²以上のもの</p>
<p>自動販売機</p>	<p>・国道および県道に面して設置・更新されるもの</p>	<p>・国道・県道及び市道に面して設置・更新されるもの</p>

2) 届出の流れ

この章でとりあげる行為の制限については、建築などの行為を行う際に、佐渡市へ届けていただき、次項に挙げる基準に適合しているかどうかのチェックをすることとなります。以下に、届出から行為着手までの手順を示します。

【届出から着手までの流れ】



3) 各区域の景観形成基準

佐渡市では、世界遺産の登録や朱鷺と共生する島づくりに向けて市民のみなさんと力を合わせて美しい島づくりを目指すため、一定規模を超える建設などに際して届出制度を設け、良好な景観づくりへと誘導を図ります。

豊かな自然・文化によって育まれた多様な景観に対し、それぞれの質的な違いに配慮しながら、全島で最低限の基準を設けました。

また、今後も、文化財保護（伝統的建造物群保存地区・文化的景観等）の取組みなどに合わせ、必要に応じて特別区域や景観地区等に指定し、より質の高い景観をつくるための基準を定めていきます。

以下に、基準の考え方を示します。

(1) 色彩について

基本的には、佐渡の景観を著しく阻害する彩度の高い色は使わないようにします。また、将来像で示した「日本のふるさと佐渡」を目指すため、「佐渡の自然にある色」や「伝統的な建物に使われている自然素材の色」に合わせた色調を推奨します。

(2) 素材・意匠について

歴史性や地域性などをふまえ、周辺との調和に配慮した素材の使用を基本とし、突出した意匠にならないように努めます。

また、地域の植生や自然環境との調和に配慮した景観づくりを推進します。

(3) 屋外広告物（サイン）

世界遺産の島、トキと共生する島などの、佐渡がもつイメージを基本にして、周辺との調和に十分注意し、統一ある上質な景観づくりに努めます。

(4) 罰則について

届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、景観法 100 条～107 条に定められた罰則が適用される場合があります。

なお、基準に合わない建物などについて、佐渡市からの勧告・変更命令に従わない場合については、所有者および事業者の氏名を公表する場合があります。

次頁以降に、各区域での景観形成基準を示します。

一般市街地区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1) できる限り、隣接する建物の軒高に合わせた高さにする。</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> 【彩度】 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R～5Y</td> <td>4 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5Y～10Y</td> <td>2 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3～8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	—	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	—	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の環境と調和した素材とすること。 反射率の少ない材料の使用に努めること。 汚れがつきにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないように、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<hr/>
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p>

歴史的市街地区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1) できる限り、隣接する建物の軒高に合わせた高さにする。</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R～5Y</td> <td>4 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5Y～10Y</td> <td>2 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3～8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	—	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	—	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の環境と調和した素材とすること。 既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないように、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
イ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
ウ) 水面の埋め立て・干拓	<hr style="border: 0; border-top: 1px solid black; margin: 0;"/>
エ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
オ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p>

商業・賑わい区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積 300 m²を越える大規模な建築物の壁面は、道路からできるだけ5m以上後退させ、通りへの圧迫感を避けるよう配慮すること。 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 最上部までの高さを15m以下とすること。※1)</p> <p>【工作物A】 高さ15m以下とすること。</p> <p>【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物C】 高さ20m以下とすること。</p> <p>【工作物D】 高さ15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 6以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R～5Y</td> <td>6以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>R及び5Y～10Y</td> <td>3以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>2以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2以下</td> <td>4以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R～5Y	6以下	3～8	R及び5Y～10Y	3以下	3～8	その他色相	2以下	3～8	無彩色	—	—	色相	彩度	明度	全ての色相	2以下	4以下
色相	彩度	明度																				
0Y R～5Y	6以下	3～8																				
R及び5Y～10Y	3以下	3～8																				
その他色相	2以下	3～8																				
無彩色	—	—																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2以下	4以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 反射率の少ない材料の使用に努めること。 汚れがつきにくく、色あせや損傷が少ない材料の使用に努めること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 既存の樹木等を出来るだけ保全・活用すること。 生垣の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・ 法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<hr style="width: 100%; border: 0.5px solid black;"/>

山村と森林区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1)</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> できる限り勾配屋根とすること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0 Y R ~ 5 Y</td> <td>4 以下</td> <td>3 ~ 8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5 Y ~ 10 Y</td> <td>2 以下</td> <td>3 ~ 8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3 ~ 8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3 ~ 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0 Y R ~ 5 Y	4 以下	3 ~ 8	R 及び 5 Y ~ 10 Y	2 以下	3 ~ 8	その他色相	1 以下	3 ~ 8	無彩色	—	3 ~ 8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0 Y R ~ 5 Y	4 以下	3 ~ 8																				
R 及び 5 Y ~ 10 Y	2 以下	3 ~ 8																				
その他色相	1 以下	3 ~ 8																				
無彩色	—	3 ~ 8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・ 周辺から目立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行なわないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p> <p>【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること</p>

農村と平野区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1)</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> できる限り勾配屋根とすること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R～5Y</td> <td>4 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5Y～10Y</td> <td>2 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3～8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	—	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	—	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路および良好な視点場からの平野の眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平野の一体的な景観を分断する恐れがあるため、高さ3mかつ長さ50mを越える法面が生じる造成はできる限り行なわないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p> <p>【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること</p>

漁村と海岸区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 軒高 9m以下とすること。※1)</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R~5Y</td> <td>4 以下</td> <td>3~8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5Y~10Y</td> <td>2 以下</td> <td>3~8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3~8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>——</td> <td>3~8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R~5Y	4 以下	3~8	R 及び 5Y~10Y	2 以下	3~8	その他色相	1 以下	3~8	無彩色	——	3~8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0Y R~5Y	4 以下	3~8																				
R 及び 5Y~10Y	2 以下	3~8																				
その他色相	1 以下	3~8																				
無彩色	——	3~8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行なわないこと。 ・ 開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p> <p>【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること</p>

特別区域：宿根木の歴史的景観区域

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準																					
ア) 配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退させて配置し、道路に接する境界には植栽を施すこと 建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。 																					
イ) 高さ	<p>【建築物】 最高高さ 13m以下とすること。※1)</p> <p>【工作物 A】 高さ 15m以下とすること。</p> <p>【工作物 B】 高さ 1.5m以下とすること。※2)</p> <p>【工作物 C】 高さ 20m以下とすること。</p> <p>【工作物 D】 高さ 15m以下とすること。</p>																					
ウ) 屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> できる限り勾配屋根とすること。 																					
エ) 色彩	<ul style="list-style-type: none"> [彩度] 4 以下とすること。 できる限り下記の色を用いること <p>【外壁色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0Y R～5Y</td> <td>4 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>R 及び 5Y～10Y</td> <td>2 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>その他色相</td> <td>1 以下</td> <td>3～8</td> </tr> <tr> <td>無彩色</td> <td>—</td> <td>3～8</td> </tr> </tbody> </table> <p>【屋根色】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色相</th> <th>彩度</th> <th>明度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全ての色相</td> <td>2 以下</td> <td>4 以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	明度	0Y R～5Y	4 以下	3～8	R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8	その他色相	1 以下	3～8	無彩色	—	3～8	色相	彩度	明度	全ての色相	2 以下	4 以下
色相	彩度	明度																				
0Y R～5Y	4 以下	3～8																				
R 及び 5Y～10Y	2 以下	3～8																				
その他色相	1 以下	3～8																				
無彩色	—	3～8																				
色相	彩度	明度																				
全ての色相	2 以下	4 以下																				
オ) 素材	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 																					
カ) 植栽	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹木をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。 																					

※1) 改築の際の建物の高さについては、現況高さの 2/3、もしくは各区域の高さ基準のうち、高いほうまでとする。

※2) 自然素材を用いる場合は、この限りではない。

■ その他行為の基準

ア) 屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要道路および良好な視点場からの平野の眺望を妨げる場所は避けること。 ・ その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ) 土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・ 採取・採掘を行なう際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 ・ 行為後は土地の状況を原状に復旧すること。
ウ) 開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平野の一体的な景観を分断する恐れがあるため、高さ3mかつ長さ50mを越える法面が生じる造成はできる限り行なわないこと。
エ) 水面の埋め立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・ 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ) 伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ) 自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 <p>【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。</p> <p>【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な環境に配慮すること</p>

※本区域は、以上に示す基準に加え、自主的な基準として「宿根木地区歴史的景観条例」に規定する基準を上乗せします。

特別区域：文化的景観保存計画に位置付けられた区域

41 頁の選定基準のうち、ト) に該当するものは、以下の基準とする。

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準
ア) 配置	当該区域が位置付けられた文化的景観保存計画の規定による
イ) 高さ	
ウ) 屋根形態	
エ) 色彩	
オ) 素材	
カ) 植栽	

■ その他行為の基準

項目	景観形成基準
条例規則 7 条により定めた行為	当該区域が位置付けられた文化的景観保存計画の規定による

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観(西三川特別区域) 景観形成基準

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準		
	笹川集落区域 (文化的景観担当部局と事前協議を行う)	笹川集落周辺区域 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)	山林・農地・海岸区域(※自然・農漁村区域に準じる) (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	<ul style="list-style-type: none"> 道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 母屋(住居)は、道路からできるだけ後退させて配置すること。やむを得ず道路に面して母屋(住居)を設ける場合は、1階建てとすること。 蔵、車庫、納屋等の出入口は、できる限り道路に面して設けないこと。 建築物に付属する設備機器等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 建築物に付属する設備機器等は、道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。 	<ul style="list-style-type: none"> [海岸] 隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 [山林・農地] 道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 建築物に付属する設備機器等は、道路(私道を除く)その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。
イ)高さ	<ul style="list-style-type: none"> 【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】 高さ12m以下とすること。 【工作物B】 なるべく設けないこと。やむを得ない場合は、高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ15m以下とすること。 【工作物D】 高さ12m以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【建築物】 最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。 【工作物A】 高さ12m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ15m以下とすること。 【工作物D】 高さ12m以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【建築物】 [海岸] 軒高9m以下とすること。 [山林・農地] 最上部までの高さを13m以下とすること。 【工作物A】 高さ15m以下とすること。 【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】 高さ20m以下とすること。 【工作物D】 高さ15m以下とすること。
ウ)屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根とすること。 母屋(住居)は、できる限り平入り(出入口に対して棟を横向き)とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り勾配屋根とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> [海岸] 屋根の形態は周辺の建物と調和し、まちなみと一体となるよう配慮すること。 [山林・農地] できる限り勾配屋根とすること。
エ)色彩	<ul style="list-style-type: none"> 彩度4以下とすること。 できる限り下記の色を用いること。 <p>【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下 [明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下 [明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下 [明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁色は、木板・漆喰など自然素材に合わせた色彩とすること。 屋根色は、焼瓦などに合わせた色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 彩度4以下とすること。 できる限り下記の色を用いること。 <p>【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 彩度4以下とすること。 できる限り下記の色を用いること。 <p>【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下 [明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下 [明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下 [明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8</p> <p>【屋根色】 [彩度] 2以下 [明度] 4以下</p>
オ)素材	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 屋根材は、できる限り焼瓦または自然素材を用いること。やむを得ず金属板を用いる場合は、はぜ葺き等凹凸が目立たない葺き方とし、色彩や光沢を抑え、周囲の景観と調和するように努めること。 外壁材は、木板を基本とし、土・漆喰等の湿式仕上げも可能とすること。ただし、やむを得ない場合は、湿式仕上げと色彩や風合いを合わせた外壁材(サイディング等)を使用してもよい。 建具は、木製または木と調和するように色彩や光沢に配慮した素材とすること。 吸排気口、とい等は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう素材や色彩を工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 【建築物】 周辺環境と調和した素材とすること。 既存の住宅に合せ、できる限り自然素材(木、土等)を用いた外壁材を使用すること。 屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 【工作物】 可能な限り自然素材を用いること。 機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然等周辺の環境と調和する素材とすること。 できる限り自然素材を用いた外壁材(木、土等)を使用すること。 自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。
カ)植栽	<ul style="list-style-type: none"> 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種とすること。 周囲と調和する植栽を心がけ、日常の手入れに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 生垣等の整備に努めること。
キ)その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限りコンクリート、アスファルト等で舗装しないこと。 土留め等を設ける場合は、石積みとすること。構造上、やむを得ない場合はコンクリート造も可能とするが、石積みと調和するように表面の仕上に工夫すること。 上排水設備及びこれらの点検口は、道路、その他の公共の場所から見えにくくするよう工夫すること。 環境を保護するため、浄化槽の設置に努めること。 		

工作物A：煙突、柱類(電柱を除く)、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの

工作物B：擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの

工作物C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの

工作物D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

佐渡西三川の砂金山由来の農山村景観(西三川特別区域) 景観形成基準

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準		
	笹川集落区域 (文化的景観担当部局と事前協議を行う)	笹川集落周辺区域 (必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)	山林・農地・海岸区域(※自然・農漁村区域に準じる) (必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 周辺から自立たないよう、生垣等で遮蔽すること。 資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。 できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔海岸〕主要道路から海岸への眺望を妨げる場所は避けること。その他の場所においても、主要道路から堆積物が見えないよう、生垣等で遮蔽すること。 〔山村・農地〕周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。周辺から自立たないよう、生垣等で遮蔽すること。
イ)土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 行為後は、土地の状況を現状に復旧すること。 用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。 行為後は土地の形状を原状に復すること。 石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避けること。 行為後は、土地の状況を現状に復旧すること。
ウ)開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> 開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。 用途・規模に関わらず、文化的景観部局との事前協議により、周囲の景観への配慮を最大限行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 〔海岸〕主要道路から海岸へ眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。開発により生じる法面は、植生で覆い、裸地を少なくすること。 〔山林・農地〕開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さ50mを超える法面が生じる造成はできる限り行わないこと。
エ)水面の埋立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> 護岸は、石積み護岸、木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。 自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 多様な生態系の維持に努めること。 周囲の景観への配慮を最大限行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。 自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 多様な生態系の維持に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 護岸は、石積み護岸、木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとする。
オ)伐採	<ul style="list-style-type: none"> できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 樹姿または樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 樹姿または樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。
カ)自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 自動販売機を設置する場合は、木製格子枠の使用や建物の中への取り込みなどにより、周辺景観との調和に配慮すること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。
キ)その他	<ul style="list-style-type: none"> 【砂金山関連遺構】 砂金採掘地跡・水路跡・堤跡などの遺構の保全に努めること(周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る)。 【信仰に関する空間】 寺社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木も含め保存することとし、聖地性(場所性)を損なわないようにすること。 【石垣景観】 笹川集落内に多数分布する石垣の景観は特徴的であり、保全に努めること。 【農地】 耕作放棄地が少ないため、現状維持に努めること。 長年にわたる土石、廃棄物、再生資源等の堆積は行わないこと。 【用水路網・畦畔等】 砂金稼ぎのために遠方から引いた歴史的な用水の保全に努めること。 新たな法面・擁壁等の造成は行わないこと。 自然護岸・自然河床・自然法面の保全に努めること。 【ため池】 営農を継続させるための水利システムの維持を第一に考え、維持管理・補修を行いつつ、景観の保全を図ること。 		

特別区域：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観区域(上町景観重点保全区域)

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準	
	上町景観重点保全区域(原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う)	
ア)配置	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・駐車場等は前面道路に面して設けないこととする。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設にあたっては、事前に周辺景観との視覚的影響等を検討し、最も影響が少ない配置を選択すること。 	
イ)高さ	<p>【建築物】 前面道路を起点として、最高高さ10mかつ2階建て以下とし、できる限り、隣接する建物の軒高との関係性に調和した高さにすること。</p> <p>【工作物A】 なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ9m以下とすること。</p> <p>【工作物B】 高さ1.5m以下とすること。</p> <p>【工作物C】 高さ15m以下とすること。</p> <p>【工作物D】 なるべく設けないこととし、やむを得ず設ける場合は、周辺からの見え方に配慮し、高さ9m以下とすること。</p>	
ウ)屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根の形態は周辺の建物と調和するよう平入りを原則とし、まちなみと一体となるよう配慮すること。 ・勾配屋根とすること。 	
エ)色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 <p>【外壁色】</p> <p><色相 OYR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8</p> <p><色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8</p> <p><その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8</p> <p><無彩色> [明度] 3～8</p> <p>【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下</p> <p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人工素材を用いた工作物の色彩は、茶系色を用いること。 ・自然素材を用いる場合は、自然の色調を維持すること。 	
オ)素材	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・できる限り当初材を利用し、屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。 	
カ)植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。 ・生垣の整備に努めること。 	

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準	
	上町景観重点保全区域(原則、以下の基準とし、文化的景観担当部局と事前協議を行う)	
ア)屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えることとし、やむを得ない場合は高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・周辺から目立たないように、生垣等で遮蔽すること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。 	
イ)土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。 	
ウ)開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・なるべく行わないこととし、やむを得ない場合は、周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・公共の用に供する施設整備に必要な用地は最小限度とすること。 ・駐車場は、住民の居住及び営業用（店舗の客用）に必要最小限とし、やむを得ず舗装する場合は、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・法面を植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・法面をコンクリート等で覆う場合は、法尻部分に高木の植栽を行って景観を緩和すること。 	
エ)水面の埋立て・干拓		
オ)伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。 	
カ)自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこととする。 【色彩・意匠】 本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】 できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。 	

佐渡金銀山景観保全区域(佐渡金銀山特別区域) 景観形成基準

■ 建築物・工作物の基準

項目	景観形成基準 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)配置	<ul style="list-style-type: none"> ・漁村においては、隣地の建築物の壁面位置に配慮し、まちなみの連続性や一体性に配慮した配置に努めること。 ・農山村においては、道路からできるだけ後退させて設置し、道路に接する境界には植栽を施すこと。 ・歴史的景観に配慮し、歴史的建造物の建物配置についてはできる限り現況を維持すること。 ・建築物に付属する設備機器等は、道路（私道を除く）その他の公共の場所から公衆によって見えにくくするよう工夫すること。やむを得ない場合は、意匠・色彩等への配慮を行うことで対応すること。
イ)高さ	<p>【建築物】最高高さ10mかつ2階建て以下とすること。</p> <p>【工作物A】高さ12m以下とすること。 【工作物B】高さ1.5m以下とすること。 【工作物C】高さ15m以下とすること。 【工作物D】高さ12m以下とすること。</p>
ウ)屋根形態	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り勾配屋根とすること。
エ)色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・彩度4以下とすること。 ・できる限り下記の色を用いること。 <p>【外壁色】 <色相 0YR～5Y> [彩度] 4以下、[明度] 3～8 <色相 R及び5Y～10Y> [彩度] 2以下、[明度] 3～8 <その他色相> [彩度] 1以下、[明度] 3～8 <無彩色> [明度] 3～8</p> <p>【屋根色】 [彩度] 2以下、[明度] 4以下</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該建物の歴史性に配慮し、そこに依拠した色彩を維持すること。 ・建築物及び建具・アルミサッシの色彩は、できる限り茶系色もしくは無彩色とすること。 ・屋根色は板葺・焼瓦などに合わせた色彩とすること。
オ)素材	<p>【建築物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境と調和した素材とすること。 ・既存の住宅に合せ、できる限り自然素材（木、土等）を用いた外壁材を使用すること。 ・屋根材は、できる限り現状の伝統的素材を用いること。 ・自然素材を使用しない場合でも、市の同意を得た上で、塗装や吹き付けタイル等で自然の風合いに近づける工夫をすること。 <p>【工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り自然素材を用いること。 ・機能の観点からやむを得ず人工素材を用いる場合は、修景等を施すこと。
カ)植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内の緑化に努め、地域に根ざした樹種の植栽を行うこと。 ・屋敷林等の既存樹種をできる限り保全・活用すること。

工作物A：煙突、柱類（電柱を除く）、高架水槽、物見塔、装飾塔、記念塔、大規模な遊戯施設その他これらに類するもの
 工作物B：擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
 工作物C：電気供給、電気通信等の用途に供するもの
 工作物D：石油、ガス、穀物、飼料等の貯蔵及び処理の用に供する施設、立体駐車場、プラント等の製造施設、汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類するもの

■ その他の行為の基準

項目	景観形成基準 (原則、以下の基準とし、必要に応じ文化的景観担当部局と事前協議を行う)
ア)屋外堆積物	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、可能な限り高さを抑えること。 ・できる限り高さ1.5m以下かつ面積150㎡以下とすること。 ・資材等の廃棄場所にならないよう、景観の保持に努めること。
イ)土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・採取・採掘を行う際は、その面積を最小限にとどめ、当該行為にかかる不必要な伐採は避け、周辺の景観への配慮を最大限行うこと。 ・行為後は土地の形状を原状に復すること。 ・石垣等の解体・石材の採取については、当該地域における重要な文化的価値を有する可能性もあり、できる限り現状を維持すること。
ウ)開発行為・土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺からの見え方に配慮し、必要最小限の改変にとどめること。 ・漁村においては、主要道路から海岸への眺望を妨げる土地の改変はできる限り行わないこと。 ・漁村においては、開発による法面は植生で覆い、裸地を少なくすること。 ・農山村においては、開発による土地造成に伴い、高さが5mかつ長さが50mを超える法面が生ずる造成はできる限り行わないこと。
エ)水面の埋立て・干拓	<ul style="list-style-type: none"> ・護岸は石積み護岸・木杭護岸など、周辺の自然景観と調和したものとすること。 ・自然護岸・自然石護岸・自然河床の保全に努めること。 ・多様な生態系の維持に努めること。
オ)伐採	<ul style="list-style-type: none"> ・できる限り既存樹木の保全・活用に努め、必要最小限の伐採にとどめること。 ・樹姿又は樹勢のすぐれた樹木は保存し、日常の手入れに努めること。
カ)自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機の設置・補修の際には、以下の措置を施すこと。 【色彩・意匠】本体の塗装色は、建物外壁色の色彩基準に準拠した色とすること。 【光量】できるだけ光量を抑え、夜間の良好な景観に配慮すること。

色彩基準のイメージ ①

【市街地区域】

【宿根木特別区域】

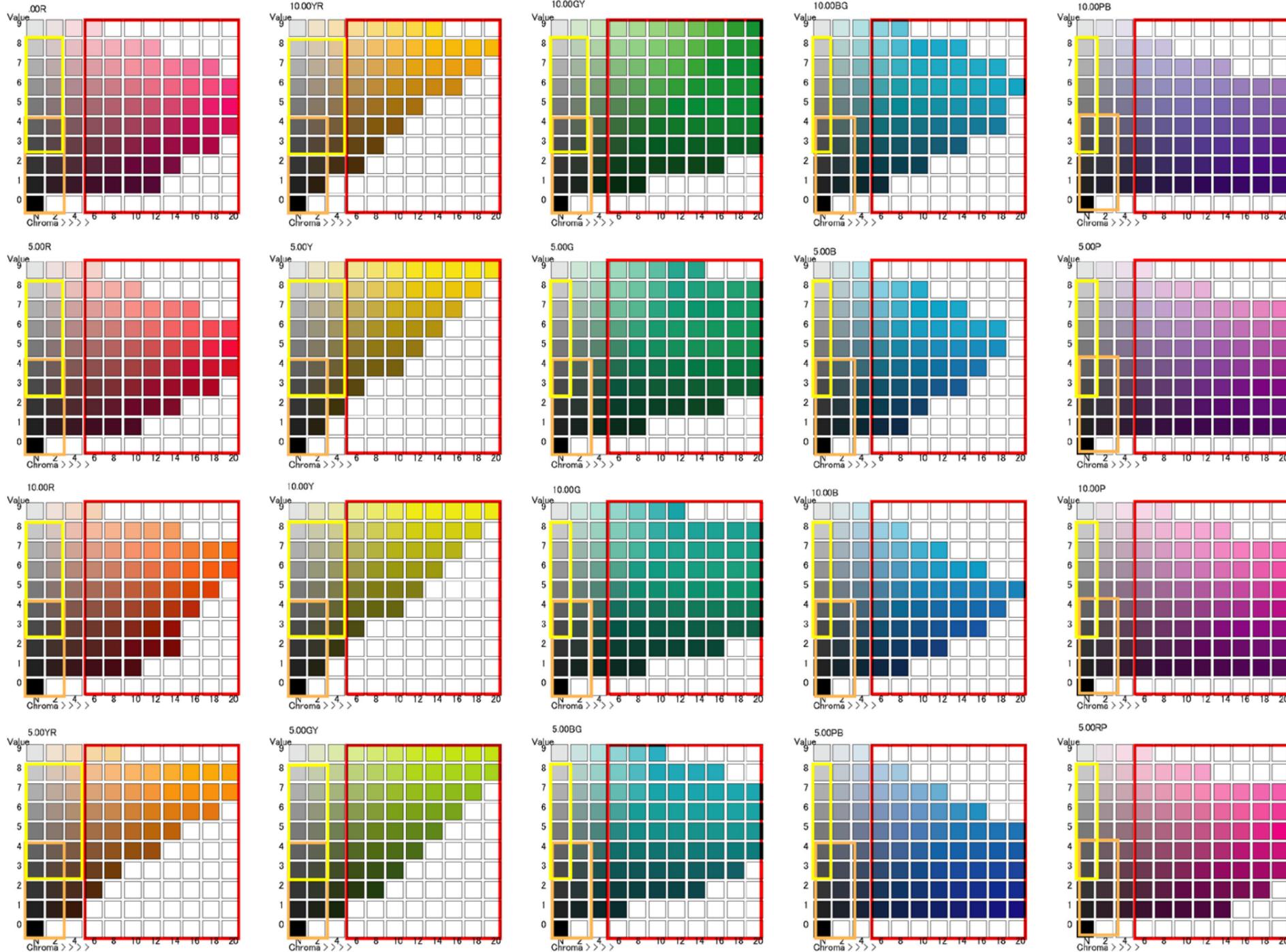
【相川特別区域】

【自然・農漁村区域】

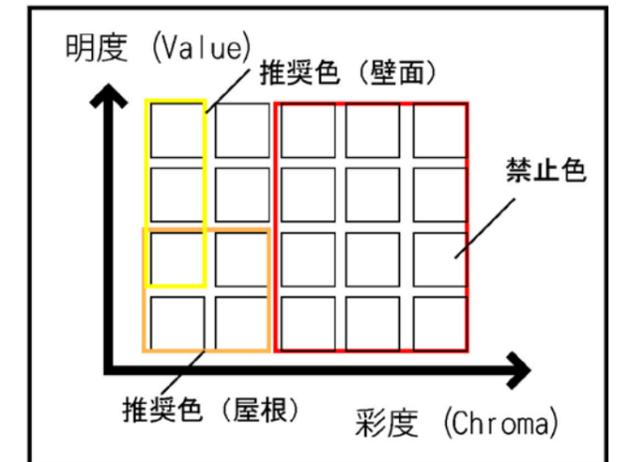
【西三川特別区域】

【佐渡金銀山保全区域】

※)ただし、自然素材を用い、かつ素材の色を活かした物件についてはこの限りではない。



カラーパレットの見方



色彩基準のイメージ ②
【商業・賑わい区域】

※)ただし、自然素材を用い、かつ素材の色を活かした物件についてはこの限りではない。

